

## 意志の自由、道徳、責任をめぐる小論：カントとシ ジウィックの対比

奥野，満里子

九州大学大学院人文科学研究院哲学部門倫理学：助教授：現代英米倫理学，応用倫理学

<https://doi.org/10.15017/1163>

---

出版情報：哲學年報. 61, pp.75-93, 2002-03-20. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン：  
権利関係：

# 意志の自由、道徳、責任をめぐる小論

——カントとシジウィックの対比——

奥野 満里子

道徳における自由の問題についての、カントとシジウィックの見解の対比を正確に明らかにすること。それが、この小論の課題である。

ヘンリー・シジウィック（英、一八三八—一九〇〇）は、功利主義の倫理学説を支持した反面、カントの思想から重要な論点を吸収して自説を展開したことで知られる。シジウィックがカントから受け継いだ最大のもは、カント倫理学の核をなす基本原理——「普遍的法則となることを意志しうるような格率にもとづいて行為せよ」と簡略に表現されるような、道徳判断の普遍化可能性の原理——である。シジウィックはこの原理を、幾つかの補足説明を加えた上で、道徳の基本原理の一つとして提示し、これをふまえて功利主義理論を展開したのである。<sup>(1)</sup>

しかし、シジウィックとカントの見解には大きく相違する部分がある。そのうち最も顕著なものが、道徳や道徳的責任との関連における、自由の扱いをめぐる見解の相違・対立である。<sup>(2)</sup> 本稿は、この相違について集中的に探究する。テキストとしては、ヘンリー・シジウィックの『倫理学の諸方法』、および、カントの三つの倫理学的著作『人倫の形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』『人倫の形而上学』に見られる議論を主に扱う。なお、カントの著作は時期に応じて定義や議論にいくらかの変化がみられるとの指摘もあるが、私自身は、カントの全体としての思想に根本的な態度変更はないものとみなして読むつもりである。本稿におけるカント解釈が正確であるかどうかは、他のカント研

究者の方々の御判断を仰ぎたいと思う。

ところで、カントにとって、自由の問題とは形而上学全体の要となるような問題である。しかし以下では、倫理学の領域にかかわる限りでの自由の問題に焦点を絞ることとする。形而上学全体にとって自由の問題がどれほど重要であるかはひとまず脇におくとして、倫理学にとって自由の問題はどのような意味で重要なのか、果たして本当に重要なのか、は独立した問いとして検討しうる。なお、ここでいう「倫理学」とは、個人が自分の意志によってなすべき・正しいことを探究するものであり、個人の内面的な道德判断、意志、行為への動機にかかわるが、同時にその正しさの判断は、単に本人が正しいと信じているというにとどまらず、他の人もまた妥当と認めうるような「客観的」で普遍的な正しさを問題にするものである。シジウィックもカントもこの意味での倫理学・人倫の形而上学を論じている、と見ることに問題はないであろう。

## 第一章 自由という理念

自由とは一般に「強制がないこと」として広く用いられる概念であるが、その意味は様々にとられうる。言論や表現の自由などを語るときに考えられ、功利主義者J・S・ミルが擁護したような「自由」とは、他の人間や組織による強制・拘束を受けずに行動できることを意味する。しかし、カントが論じ、倫理学において重視した自由とは、それとは別種の自由である。そして、一般に自由意志論争と呼ばれる論争において問題になる自由も、カントが重視した意味での自由である。その自由とは、自然的な原因に拘束されないような、意志の自由である。

### 一 カントにおける自由の意味

カントが道德論を語るときに考えているのは、選択意志、もしくは意志と呼ばれるものの自由である。<sup>3)</sup>そこで、カ

ントにおける自由を理解するためには、選択意志や意志についての彼の説明をまず押さえる必要がある。

選択意志や意志とは、欲求能力の一種である。欲求能力 (Begehungsvermögen) とは、ある表象を通じて、この表象の対象であるものの原因となる能力をいう。そのうち、行為へと自らを規定する根拠を自分自身のうちにもち、行為するかしないかを任意に選ぶことができ、しかも、その行為によって客体を産出できるという意識と結びついているものが、選択意志 (Willkür) と呼ばれる。(cf. MS, Ak.211-)

選択意志は、感性的衝動や傾向性によってのみ規定されるか、もしくは理性によって規定されるかのいずれかでありうる。快が原因として必然的に先行しているような欲求能力を欲望 (Begierde) といい、欲望が習性的になったものを傾向性 (Neigung) という。他方、欲望や傾向性とは異なり、その内的規定根拠が理性のうちに見い出されるような欲求能力が意志 (Wille) である。意志は「ある種の法則の表象に依拠して、自分自身を行為するために規定するような能力」(Gr. Ak.427) と呼ばれる。意志や行為を「規定する」とは、その意志や行為がどのようなものであるべきかを(他のものから区別できるような仕方で) 確定すること、と理解される。

選択意志は格率を生じるが、意志は普遍的な法則の表象を伴う (cf. MS, Ak.226)。格率 (Maxim) とは、意志規定の条件が主観自身の意志にのみ妥当すると主観がみなす原則をいう。これに対して、全ての理性的存在者に例外なく妥当すると認められる原則を法則 (Gesetz) という (KpV, Ak.19)。格率は主観がこれに従って行為するところの原則であるが、実践的法則は主観がこれに従って行為すべき原則であり、後者は、この法則に反するような衝動や傾向性をもつ存在にとって、命法となる。(Gr. Ak.421 Anm.) このように法則に従って意志を規定するのは、単なる欲求や衝動とは異なる、理性のはたらきによるものだとカントは考える。

自由は、このように定義される意志や選択意志について言われるものである。カントのいう自由とは、選択意志が感性的衝動による規定から独立であること(消極的な意味での自由)をいい、また、純粹かつ実践的な理性が自分自

身に対して普遍的法則を与えるということ——「自分が自分自身に対して法則であるという、意志の特性」「自分自身だけで実践的でありうるという純粹理性の能力」——（積極的な意味での自由）をさす（Gr. Ak.446-7; KpV, Ak.33; MS, Ak.213-4）。それは一個の理念であり、対応する何らの実例も可能な経験において与えられてはいない（MS, Ak.221-）が、我々が道徳法則を通じてその实在性を認識するようなものである。そして、自由において与えられる道徳法則は、自然法則とは全く異なる特殊な種類の法則である。（Gr. Ak.446）

カント自身はこのように説明しているが、彼のいう自由が正確に何を意味するかについては様々な解釈がなされる。カントが自由を語るとき、そこには次のような含意を読み取ることが可能であろう。

- (1) 強制がないこと、
  - (2) 欲求能力が自発性をもつこと、しかも
  - (3) 自分自身以外に原因をもたず、自分自身が原因となるという意味での「絶対的な自発性」をもつこと、
  - (4) 自然的な因果性・必然性、自然法則、経験的なもの、感性的根拠の全てから独立であること（超越論的自由）、
  - (5) 理性が自分で普遍的法則をたてることができること（自己立法）。
- さらに、これらのことは
- (6) ある行為をしたときに「他のようになすべきであった」「他のようにもなしえた」という他行為可能性が成り立つことを含意し、そのゆえに、
  - (7) 責任を帰する根拠となりうる。

これらのいずれの含意も、カント自身のテキストにおいて示唆されるものである。これらの含意が相互にどのよう

に連関しているかについても様々な解釈があるようであるが、本稿では、カントのいう自由についての一つの正確な解釈を確立するというより、自由と呼ばれるときに含意される右記の一群の特徴について検討する。とくに、カントが明らかに重視していた含意について、シジウィックがどのような仕方に対立したかを示すことができれば十分である。

カントが最も強調をおき、特有のしかたで理解している自由とは、何よりもまず、(4)の含意をもつものである。カントが『純粹理性批判』の特に第三アンチノミーで集中的に論じたのは自然法則とは別種の原因性としての自由であり、帰責の根拠となるのもこの意味での自由とされる。カントの考える意志・選択意志の自由とは、消極的な概念にせよ積極的な概念にせよ、自然必然性に拘束をうけないという意味での自由であることは明らかである。さらに、このような自由は一種の原因性であり、自ら法則をたてるということにあること、それは自ら法則をたてるという理性のはたらしきによって可能になること(右記(5))を主張するのも、カントの議論の際立った特徴である。

我々が単純に「選択意志の自由」というときには、「開かれた複数の可能性のなかから選ぶことができる」「他のようにも行為できる」といったことを意味することが多いが、単なる他行為可能性や取捨選択が成立するという意味での自由なら、自分の中での好みの選択にも当てはまる(我々は自然的な好み・感性的な衝動を、同時に二つ以上持ちうる。例えば、いま昼寝をするか、デザートを食べるかの間で選択する場合がそうである)。カントの自由概念が独特であるのは、先に示した(4)(5)の含意があるからにほかならない。我々はまず、このことに注意しておく必要がある。また、ここでいう自然法則の拘束をうけない自由とは、意志や選択意志といった我々の能力の特性であることにも注目しておくべきである。

## 二 自由の重要性

カントのさらなる際立った特徴は、前節で述べた含意をもつものとしての「意志ないし選択意志の自由」と道徳とのかかわりを主張し、倫理学における自由の重要性を主張する点にある。倫理学における重要性とは、自由がなければ、また我々の選択意志ないし意志が自由だと想定できなければ、我々の道徳的実践が成り立たない、という意味での重要性をいう。カントによれば、自由とは我々の経験のうち<sup>4</sup>に直接に見い出すことはできない一つの理念ではあるが、道徳法則が存在するためには、我々の意志は、経験的条件に左右されずに自らに対して法則を提示しようという意味で自由でなければならぬと考えられるのであり、道徳法則が我々のうちに見い出されることによって、我々はそのような意味で自由であることが認識されるのである。こうして、「自由は道徳法則の存在根拠 (ratio essendi)、道徳法則は自由の認識根拠 (ratio cognoscendi) である」と言われる (KpV, Ak4 Annm.)。そして、およそ意志を有する限りの理性的存在者はまた、自由の理念をも必然的にもたねばならない (彼はこの理念のもとでのみ行為する)、と言われる。(Gr, Ak448)

では、自由をめぐるカントのこうした主張について、シジウィックは何と云うのだろうか。

シジウィックのカント批判は、二通りの仕方<sup>4</sup>でなされていると見ることができ。一つは、カントにおける自由の二義性と混乱を指摘するものである。もう一つは、自由意志論争一般についてシジウィックが展開した議論であるが、自由の実践的な重要性を疑問視するものである。私の意見では、第一の批判をカントがかわすことは可能であるが、第二の批判をかわすことは困難である。以下、二つの批判を順に見ていくこととする。

## 第二章 シジウィックによる批判

### 一 自由の二義性

シジウィックは、カントは自由という語を二つの意味で混同して用いている、と不満を示している。(ME, 511-) カントは、ある時は自由を理性や道徳的に善なる意志と結びつけて「人は理性(善意志)に従って行為してこそ自由である」という意味で用い、他方で、自由を帰責と結びつけて「彼は不正をしたが、止めることもできたので責任がある」と論じるような時には「意図的に悪を選んでいるときも、意図的に善を選んでいるときも、全く同じように彼は自由である」といえるような意味で自由を語っている、というのである。

シジウィックの指摘は明快である。しかし、カントは実際にはそのような混同をしていないと理解することはできないように思う。カントは確かに自由を理性や道徳法則と結びつけているものの、「自由とは理性の定めた法則に従って行為することである」とは主張していない、と理解することができるのである。シジウィックが指摘するように、カントは確かに「道徳法則のもとにある意志と自由な意志とは同一である」(Gr. Ak.447)と述べている。しかし、「道徳法則のもとにある、(unter sittlichen Gesetzen)」ことと、道徳法則に適用するように行為することとは、カント自身によって区別されている(KU Ak.448=422 Anm.; Paton 1947 にも)ことは指摘されている。この区別を見る限り、「道徳法則のもとにある意志と自由な意志とは同一である」とカントが言っているからといって、「道徳法則に従って行為する意志が自由である」と彼が意味しているわけではない。

シジウィックはまた、カントが「自由とは、恒常不変の、しかし特殊な種類の法則「道徳法則」に従った原因性である」(Gr. Ak.446)と述べていることを挙げ、自由が「恒常不変の法則に従った原因性」であり、意志が法則から行為を導くような一種の原因性の能力である(カントは明らかに意志をそう説明している。Gr. Ak.427; KpV, Ak.29-



30) なら、自由とは「意志が法則に従って行為を導く」ことを意味せざるをえない、と（おそらく）推論している。しかし、この「特殊な種類の法則」が恒常不変の仕方では結びつけるのは、意志と現実の行為ではなく、意志と「あるべき行為」であるはずである。というのも、カントは、意志を規定する実践的法則は、これに従って行為すべき原則ではあるが、必ずしもこれに従って行為するとは限らないようなものだとも述べているからである。(Gr. Ak.387-8, 421 Ann.) カントのいう「自由とは恒常不変の法則に従った原因性である」とは「意志がこの法則に従って現実の行為を導くことこそ自由である」ことを意味しない。「この法則に従ってあるべき行為を導くことこそ、自由である」を意味するのみだと理解できるのである。

意志は本来理性的なものであるが、人間の現実の意志は、理性だけでなく傾向性などの他の主観的条件にも影響をうけるので、「確かに理性的根拠によって理性的存在者の意志を規定するというふうには考えられはするが、この意志は、その本性に鑑みて、これらの根拠に必ず従順であるとはいえない」(Gr. Ak.413)。そこで、人は、道德法則のもとにありながら、不正な行為をなすこともある。彼の中では意志と「あるべき行為」とが必然的で恒常不変の関係として結びついているが、この意志は他の傾向性にも影響をうけ、理性的根拠と傾向性との双方から影響をうけた仕方では現実の行為を導くのである。それでも、彼の意志は、道德法則を自らに与えており、「道德法則のもとにある」以上、積極的な意味で自由なのである。カントによれば、道德的な意味での帰責とは、ある人を、法則のもとにたっている或る行為の創始者とみなす判断である (MS, Ak.227)。自分が不正をなしたと自覚している悪人は、道德法則のもとにありながら、行為において傾向や衝動が彼の格律に影響を及ぼすことをゆるし、意志の理性的法則を損なったことにおいて、責任を負うのである。(Gr. Ak.457-8)

以上の理解が正しいなら、シジウィックによる二義性批判をカントはかわすことができる。しかし、いずれにせよ、シジウィックもまた、カントの自由を整合的に理解するとすれば悪人の道德的責任を問えるような意味で理解すべき

であり、「人は理性に従って行為するほど自由になる」という意味で理解するべきではないと考えている (ME, 515)。自由とは、あくまでも、自分自身に対して普遍的法則を与えるという理性の能力を意味し、人間においてそれは「感性的衝動による規定から独立に規定された選択意志をもつこと」に認められる。悪人であれ、自ら道徳法則をたて、その法則に従って「あるべき行為」と結びつけられた（しかし法則に従う形では実行されなかった）意志をもつていた存在者としては自由である。

では、自由をそのように理解したとして、カントとシジウィックの間に、道徳における自由の扱いにかんして、さらなる見解の相違はあるのだろうか。

## 二 倫理学において、自由の想定は必ずしも重要ではない

カントが彼の倫理学説において自由を強調するのは、自由の想定の主観的必然性と、自由の実践的重要性の二点においてである。自由の想定の主観的必然性とは、道徳的意志をもつとき、我々は自分の意志が自由であることを主観的に想定せざるをえない、ということである。実践的重要性とは、自由を想定しなければ我々の道徳的主張や道徳的責任などが意味をなさなくなる、という意味での重要性のことである。

### 自由の想定の主観的必然性

カントは、およそ意志を有する限りの理性的存在者はまた、自由の理念をも必然的にもたねばならないのであり、彼はこの理念のもとでのみ行為する、と主張する。我々は、自らに道徳法則を課するような意志を持つ以上、自分の理性が自己立法をなすという意味で自由であることを必然的に想定していなければならない、というのである。

カントは、この自由の想定はあくまでも主観的に必然的であるにすぎないこと、つまり、意志をもつ主体が自分に

ついでそう考えざるをえないというものでしかないことを何度も述べている (eg. Gr. Ak.459)。しかしカントにとっては、各々の理性的存在者にとつての、自由の想定の主観的必然性を主張できれば当面の意図にとつては十分である (Gr. Ak.448; KpV, Ak.934)。なぜ十分なのか。考えられる一つの理由は、各々が自分を自由だと主観的に想定せざるをえないなら、互いを自由な存在者として扱うことを、全ての理性的存在者に対して提案できるからである。もう一つの理由は、互いに共通のものとして、自由を想定することが積極的に認められるなら、カントによれば、それによって魂の不死や神の存在などの哲学の関心とする問題についても様々なことが言えるからである。

カントの最後の主張はともかくとして、道徳法則をもつことにおいて、自分はそのような法則をたてることのできる者だと我々は主観的には想定せざるをえない、という点については、シジウィックは何ら異義を唱えない。シジウィックもまた、我々の意識において、道徳的な意志決定と、単なる衝動や利己的欲求とは明らかに区別される、と認める。シジウィックにおいても、道徳的な意志決定とは法則に従うような決定である。そのような意志は他の動物的で本能的な衝動とは明らかに区別されるが、それでもやはり、我々自身が自分のうちに形成するようなものである。我々は、自らが見出し、正しいと認める道徳の基本原理に従って意志決定を行うのであり、そのときには、我々は自分がそのような原理をみずから立ててそれに従って意志を規定できるのだということを感じざるをえない。シジウィックも、ここまでは認める。

しかし、シジウィックが疑問にするのは次の点である。すなわち、自分はそのような法則をたてる能力をもつと信じざるをえないからといって、その基本的原理・普遍的法則は、カントが自由という語で常に意味しているように「自然法則と別種の因果性に従う」能力によって把握されたものであり、その能力は過去の経験に規定されたものでない、と本当に言えるのかどうか、という点である。<sup>5)</sup>ダーウィンらによる進化論の提唱後の時代に生きていたシジウィックは、カントの自由の主張は、現代の進化論の知見と力の差の明らかでないであろう、と述べる

(ME, 515)。私は、あたかも自然法則とは別種の法則であるかのような内容の、道徳法則のもとにある意志を形成しているように見えるかもしれない。しかし、その法則をたてる我々の能力は、進化の観点から見れば「自然法則から自由な」ものではないかもしれない。我々は実際には、進化の過程によって我々が過去から引き継いでいる自然的な傾向として、そのような法則的意志をもつようにできているのかもしれないのである。私が道徳法則をもつ限り、私は自分が道徳法則をたてる者であることを主観的に想定せざるをえないし、それは自分だけでたてた法則であるかのようにすら信じるかもしれないが、本当は自分だけの自由な力でたてた法則ではないのかもしれない、と想定することはできるのである。

### 自由の実践的重要性

さらに、シジウィックは自由の実践的な重要性をあまり認めない。彼は意志の自由にかんする議論 (ME, BK1 Ch.5. ただし、これはカント特有の議論からは離れ、自由意志論争一般について論じたものである) のなかで、(1) 行為を決定する時点で、自分を自由 (自然法則、過去の経験や性格によって全く自動的に決定されているのではなく、なすべきことを自分で選んでいる) と考えられることは重要か、(2) 自由は帰責を可能とするために必要か、という二つの論点を展開しているが、いずれの点に関しても、彼の答えは否定的である。自由を端的に否定するわけではない。自分の意志ないし選択意志が自由であると想定するにせよ、自由を否定するにせよ、我々の実践的主張は大きな影響をうけない、と主張するのである。

「行為を決定する時点で、自分を自由と考えられることは重要か」という問いに対してシジウィックは次のように述べる。たとえば私の意志が本当は自然法則に支配されているのだとしたところで、私が正しい行為 (もしくは行為の格率) を採用する理由は変わらない。私の意志が自然的に決定されていると認めることは、私は過去の経験からの推

測によつて自分が選ぶであろう行為を確実に予見できる、と認めることではない。私はやはり、自分が何をなすべきかを考えざるをえない。そして、私が全く自分の理性だけで普遍的法則をたてているのであれ、自然法則に何らかの仕方決定づけられて何らかの原則をたてているのであれ、シジウィックが彼の道徳理論を展開する際に主張するように、道徳の基本原則を我々が自分の中であたかもア・プリオリな普遍的法則であるかのように認めることも、幸福を行為の究極目的とみなすことも、全く問題なくできるのである。

確かに、自分の意志が本当は自由ではなく、自然によつて決定づけられていると想定すると、我々の行為の道徳的な動機づけの作用は弱まるかもしれない。また、もし自分の行為が先立つ原因からの必然的結果であるなら、自分の行為に自責の念を感じる必要はなく、そのような感情は消える傾向をもつかもしいない。これらのことをシジウィックは認める。それでも、人はまだ、他者への共感や想像力によつて道徳的行為へと動機づけられることができる。そして、自然的に決定された意志をもつ者の想像力や共感が、自由な者のそれより豊かでないとか、善を求める気持ちが強くないということは必ずしもいえないのである。

「自由は帰責を可能とするために必要か」という点はどうであろうか。カントは、一切の経験的なもの・自然一般にかかわりのないア・プリオリな実践的自由を欠くなら、道徳法則も、それに従つてなされる帰責も不可能となる、と述べる。(KpV, 96) しかしシジウィックは、既に述べたように、自由と道徳法則とのつながりを必ずしも認めない。そして、責任と自由との結びつきも必ずしも認めない。(ME, Bk1 Ch5 Sec45) 彼の言い分はこうである。確かに、応報刑罰や功績や責任に関する通常の考え方は自由な意志を前提している。しかし同時に、自由な意志を前提しなくても、我々は刑罰や責任という言葉に意味を与えることができる。すなわち、功利主義が主張しているように、「責任がある」とは「なした有害な行為のゆえに彼を罰することは正しい」を意味する、と考え、有害な行為をなした人に刑罰を与えるのは彼やその他の人々が将来になすかもしれない同様の行為を予防するためだと考えるのである。<sup>6)</sup>そ

して我々は、自由を前提しなくても、人が「その行為から一連の結果がもたらされるだろう範囲内での」行為に対して責任を負う、とすることが出来る。意志の自由を認めずにこの見解をとるならば、道徳的な賞賛や非難の感情の質は確かに変わる。善行や悪行に報いようとするものではなく、善行を促し悪行を防ごうとする欲求を含んだ感情に変わるであろう。しかし、この欲求の効果は我々が自由を想定する場合より弱い、と考える必要はないのである。

前二節の議論を要約すると、次のようになる。シジウィックも道徳的な意志の自発性（自分の内から発していること）を認める——シジウィックによれば、これは重要な論点であり、カントの議論も、道徳性を外的強制ではなく自分自身の能力のうちに求めたという点においてこそ独創的で重要なのである——が、彼によれば、それが自然的法則から独立した絶対的自発性である必要は無い。意志の能力やはたらきが感性的衝動と一見区別されるものだとしても、全く独立である（感性的衝動にまったく由来しない）と想定する必要は無い。そして、自由と責任との結びつきを前提する必要も無い。自由の扱いをめぐるシジウィックとカントの見解は、これらの点において決定的に相違しているのである。

### 結語

シジウィックとカントは、道徳理論の展開において多くの重要な論点を共有するにもかかわらず、道徳における自由の扱いをめぐる大きな考え方の相違がある。その中でも重要な相違は、カントは道徳と自由、とくに責任と自由との結びつきを考え、自由を極めて重視したのに対し、シジウィックは道徳的意志をもつにあたって自由を想定する必然性はないし、自由を想定してもしなくとも実践的な主張は変わることがないと考え、道徳性における自由の重要性を認めなかった点にある。

繰り返して注意しておきたいが、シジウィックは自由意志論争に関して、カントに反して自由意志は存在しないという決定的な結論を出したのではない。ただ、自由意志を想定してもしなくても、ほぼ同じ内容の道徳法則が採用され、道徳判断が下されるのだから、道徳理論を展開するにあたって意志の自由の問題に決着をつける必要はない、と論じたのである。

私自身の意見は、カントの路線を引き継いで倫理学における意志の自由の重要性を重視するあまり、超越論的自由の実在性を論究し挫折する——正確に言えば、そのような論究は我々にとっては達成不可能であることをわかつているにもかかわらず、論究し続ける——のだとしたら、そのやり方は、形而上学の探究としては魅力ある試みではあっても、具体的な倫理問題を解決に導くさいの手引きになるものではなく、その意味では倫理学にとって「重要」でない、というものである。自由を想定してもしなくとも変わらずに実践的な主張を行えるとするシジウィック的な考え方は現実的である。

これに対し、カントに従い、自然法則に関係のない意志の自由の存在を信じ、かつ、道徳にとって自由は重要だと信じ続けるなら、シジウィックに対して何らかの仕方で答えるべきであり、以下の課題を抱えることになるだろう。第一に、法則をたてるという我々の理性的能力がいかなる意味でも感性的衝動とは関係がないこと、この理性的能力を自然法則と関連づけるいかなる説明——進化論的説明であれ、発達心理学的な説明であれ——でも説明がつかないことを説得的に示さなければならぬ。第二に、責任とはこの意味での自由と必然的に結びつかねばならないこと、功利主義的説明のような他の説明では帰責の根拠を見出しえないことを、説得的に示さなければならぬ。これらの課題を解決するのは困難であるだろう。ここで再び、この課題にたとえ失敗したとしても、カントが提示したものと等しい内容の道徳原理を採用して道徳理論を展開することはできる、というシジウィックの主張に耳を傾ける価値があるように思われてくるだろう。

以上は現段階での私の意見である。シジウィックとカントのいずれの考え方に賛同するかを決めるためには、本来ならば形而上学全体を視野に入れた、さらに詳しい考察を経なければならぬだろう。本稿が示した一つのことは、意志の自由をめぐる対立は、道徳と責任にかんする決定的に異なった態度を示唆する、ということである。いずれの態度を我々がとるべきかは、どのような態度が整合的であるか、いずれかの態度をとることが実践にどのような含意をもつかをさらに検討した上で、決断されるべきであろう。その詳しい検討は今後の課題としたい。

註

テキストの略記法は次の通り。本文中のカントの著作からの引用は、KpVは原版第一版をA、第二版をBとして示し、その他はアカデミー版全集の該当巻（巻数は左記の著作名の下にローマ数字で示した）の頁数をAKとして示した。アラビア数字のみは頁数を表す。頁の代わりに章や節を示したものもある。

- ME = Sidgwick, H. *The Methods of Ethics*, 7th edition, Macmillan, 1907, 1962. これには次の論文（抄）が収められ  
 732<sup>o</sup>. The Kantian Conception of Free Will', *Mind*, 1888, vol. XIII, no.51.  
 KrV = Kant, I. *Kritik der reinen Vernunft*, 1781. (III-IV)  
 Gr = —— *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785. (IV)  
 KpV = —— *Kritik der praktischen Vernunft*, 1788. (V)  
 KU = —— *Kritik der Urteilskraft*, 1790. (V)  
 MS = —— *Metaphysik der Sitten*, 1797. (VI)



引用の訳文については、邦訳のあるものは邦訳を参考にしたが、適宜私の責任において訳文を変更した。引用文中の「」は奥野による補足である。カントの著作に関しては、岩波文庫版 (KRV, Gr. KpV, KU)、中央公論社 (世界の名著) 版 (MS) の邦訳と左記の英訳を参照した。

*Groundwork of the Metaphysic of Morals*, trans. by Paton, H.J. Harper & Row, 1964.

*Critique of Practical Reason*, trans. by Abbott, T.K., 6th edition, Longmans, 1909.

*The Metaphysic of Ethics*, trans. by Semple, J.W., Thomas Clark, 1834.

(1) 『倫理学の諸方法』第六版への序に収められたシジウィックの自伝的ノートには、シジウィックがミルの功利主義の主張に共感しながらも、功利主義を基礎付けようとするミルの「証明」に納得できない部分を感じ、カントの理論を読み返すことで自説の一つの基礎を見い出したことが述べられている。(ME, xv-xx) 彼自身が語るところによれば、シジウィックは、カントの道徳原理(普遍化可能性の原理)を「完全な手引きを与えるには十分ではないが、妥当であることはくつがえせない」(ME, xx)として受け入れ、「功利主義の基本原則は、カントの原理と完全に調和する」(ME, xx)と主張する。もっとも、シジウィックによれば、功利主義の基礎ともなる道徳の基本原則は、この普遍化可能性の原理(シジウィックの表現では、正義の原理)を含めて三つある。シジウィックが提示する他の二つの基本原則(合理的自愛の原理、合理的博愛の原理)についてはシジウィックはカントとの関係を特に指摘していない——彼によれば、自愛の原理はバトラーから得たものである——が、これら二つの原理が本質的に意味していることも、実は、カント自身がテキストの中で行っている主張と非常によく一致する。シジウィックの三原理とカントの主張との対応関係については、他のところ(奥野二〇〇一a)で論じたのでそちらを参照されたい。

(2) 「カントが道徳性を自由に依拠させたことについては、私はあまり感心しなかった」。(ME, xvii) この箇所のほか、シジウィックがカントの展開した個々の議論を痛烈に批判する箇所は多い。シジウィックはまさしくカントを批判しながら吸収したのであり、だからこそ、カントの論点にかかわりそうなテーマを論じる際には、シジウィックは必ずカントの議論に言及し、賛否を明確に示すのである。

(3) 意志と選択意志との区別は、『人倫の形而上学』で明確に述べられたものである。本稿はカントの三著作を一貫した思想のもと

に書かれたものとみなし、可能な限り整合的な仕方理解するが、この区別に関しては『人倫の形而上学』での説明を最も綿密なものと考ええる。ただし、この著作においては選択意志と意志の説明の直後に、「選択意志のみが自由と呼ばれうるものであり、法則以外の何ものにもかかわることのない意志はいかなる強要にもなじまず、自由とも不自由とも呼ぶことはできない」と語られており、この箇所のために——また、他所でカントは意志の特性として自由を語りもするため——、カントにおいて意志が自由と呼ばれるのか呼ばれないのかについては様々な解釈がなされるようである。本稿では、自由についても意志についても、カント自身がテキストで明記している説明を確認するにとどめ、解釈の幅をもたせたまま考察をすすめるつもりである。本文、以下を参照。カントの三著作における「(意志、ないし)選択意志の)自由」の解釈に関して参考になった文献として、文献リストに挙げたもののほか、特に久呉高之「他行為可能性と自由」、御子柴善之「意志と選択意志における自由——カントとラインホルト」、寺田俊郎「カント実践哲学における『自律』と『自由』」、湯浅正彦「道徳性と自由の正当化——アリソンのカント解釈の検討——」(いずれもカント研究会編、一九九七所収)の名を挙げておきたい。

(4) 自由意志論争一般にかんする議論を展開した章において、シジウィックは、この章ではカント的な自由意志概念を論議から除外した方が都合がよい、と語っている (ME, Ch.1 Bk.5 Sec.1, 58, foot1)。その理由は、本稿次節でも論じるようにカントの自由概念は二つの意味を混同しており、また通常の自由意志論争という自由にはみられないような特殊な含意(時間条件に服さない因果性という、シジウィックからみれば「全く支持しがたい」概念)を付け加えている、とシジウィックが考えるからである。しかし、道徳における自由の重要性を主張したときカントが抱いていた信念は一般に自由意志を擁護する人々が抱いた信念と共通するものであり、したがって自由意志論争一般にかんするシジウィックの議論はカントに対しても有効な批判になっていると思われる。

(5) ここで、自由とは意志や選択意志といった能力の特性であるという、本稿第一章第一節の末尾で強調しておいたポイントが効いてくる。実は、カントの定言命法と同じく、シジウィックが提示する道徳の基本原則も、経験的な事実からの帰納やその他の推論によって得られるのではなく、我々の哲学的な直観(自明な真理を把握する能力)によって把握される「自明で意義のある命題(これは、カントでいうアプリアリオリで総合的な命題に相当する)」として提示される。このことは、三つの基本原則が「自然因果性や感性的衝動によって規定されていない」ことを意味する。しかし、それは、それらの原理の内容が自然因果性や感性的衝動によって規定されていないことを意味するのであって、そのような内容の原理を把握する能力(シジウィックによれば直観的な能力)が自然因果性や感性的衝動から完全に独立である、とまで考える必要は無いのである。

(6) 功利主義とは、可能な行為の選択肢のうち、人々の幸福ないし選好充足（各人の望みが満たされること）をより多くもたらすと期待されるものを、道徳的に正しい（なすべき）とする見解である。幸福とは、快と同義か、諸々の快を構成要素とするものを意味する（ME, 92）。ここで言われる快とは、単なる身体的な快楽だけではなく、それを味わう本人がそれを望ましいと感じ、それを味わっているときには満足した状態となるような、あらゆる種類の楽しみ、喜び、満足を含む幅広い感情である。功利主義は俗にいう実利主義や物欲主義とは異なることを強調しておく。また、功利主義は、自分一人の快や幸福ではなく、自分の行為に影響をうけると予想される人々すべての幸福や選好充足を考慮する点で、利己主義とも異なる。カントは道徳的な意志が幸福のような経験的なものによって規定されることを厳しく拒絶したと考えられることも多いが、『人倫の形而上学』では我々が道徳的意志によって実現すべき「同時に義務でもある目的」として他人の幸福を挙げている。シジウィックの快樂説がカントの主張に反しないことについては、奥野二〇〇一aで詳しく論じた。

## 参考文献

- Hare, R.M., 'Could Kant Have been a Utilitarian?', *Sorting Out Ethics*, Oxford University Press, 1997, pp.147-165.
- Paton, H.J., *The Categorical Imperative, A Study in Kant's Moral Philosophy*, 1947. (杉田聡訳『定言命法』行路社、一九八六年)
- 有福孝岳・坂部恵編『カント事典』弘文堂、一九九七年。
- 石川文康『カント入門』筑摩書房、一九九五年。
- 内井惣七『自由の法則 利害の論理』ミネルヴァ書房、一九八八年。
- , 'Sidgwick's Three Principles and Hare's Universalizability', 京都大学文学部研究紀要第三十八号、一九九九年三月、一一八—一四六頁。
- , 'Sidgwick on Kant', <http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/~suchii/sidg.on.kant.html>
- 奥野満里子『シジウィックと現代功利主義』勁草書房、一九九九年。
- (二〇〇一a) 「功利主義とカント倫理学説との『対立』について」九州大学哲学会編・哲学論文集第三十七輯、二〇〇一年九月、一—二九頁。
- カント研究会、久呉高之・湯浅正彦編『自由と行為』現代カント研究6、晃洋書房、一九九七年。

北岡武司『カントと形而上学』世界思想社、二〇〇一年。  
黒田亘『行為と規範』勁草書房、一九九二年。